

第 3 期鶴岡市地域コミュニティ推進計画の周知・活用方法について

1 計画の周知方法

(1) 計画の本編及び概要版の市ホームページへの掲載

(2) 計画の本編及び概要版の配布

- (配布先) ①住民自治組織 (町内会・住民会)
 ②広域コミュニティ組織
 ③活性化推進委員 (R6・R7)
 ④市議会議員
 ⑤市関係課等

(3) 各種研修会等での周知

(例) 計画及び優良事例の周知

※町内会長等を対象に優良事例を計画とともに紹介するなど

2 計画の活用方法

(1) 単位自治組織の活動指針として活用

- ・ 役員の負担軽減につながる組織体制の見直しを図る際の参考
- ・ 若い世代等が企画運営する事業を実施する際の参考
- ・ 災害情報の共有と安否確認を図る仕組みをつくる際の参考 等

(2) 広域コミュニティ組織の活動指針として活用

- ・ 住民の地域活動への参加意欲を高める取組の参考
- ・ 防災に関する取組など単位自治組織の機能補完を検討する際の参考
- ・ 地域コミュニティに関わる団体、組織と連携する際の参考 等

(3) 市の行政施策の指針として活用

- ・ 市各種施策との整合性と連携を図り、実効性を高めるために活用
- ・ 単位自治組織、広域コミュニティ組織による上記取組の支援として施策を立案し、事業を展開する指針として活用

3 計画の進行管理

(1) 年度ごとに単位自治組織及び広域コミュニティ組織において取組事項の点検、整理。市で集約、分析、フィードバック…[資料 4](#)

(2) 鶴岡市地域コミュニティ活性化推進委員会における優良事例を含めた状況説明と意見聴取

